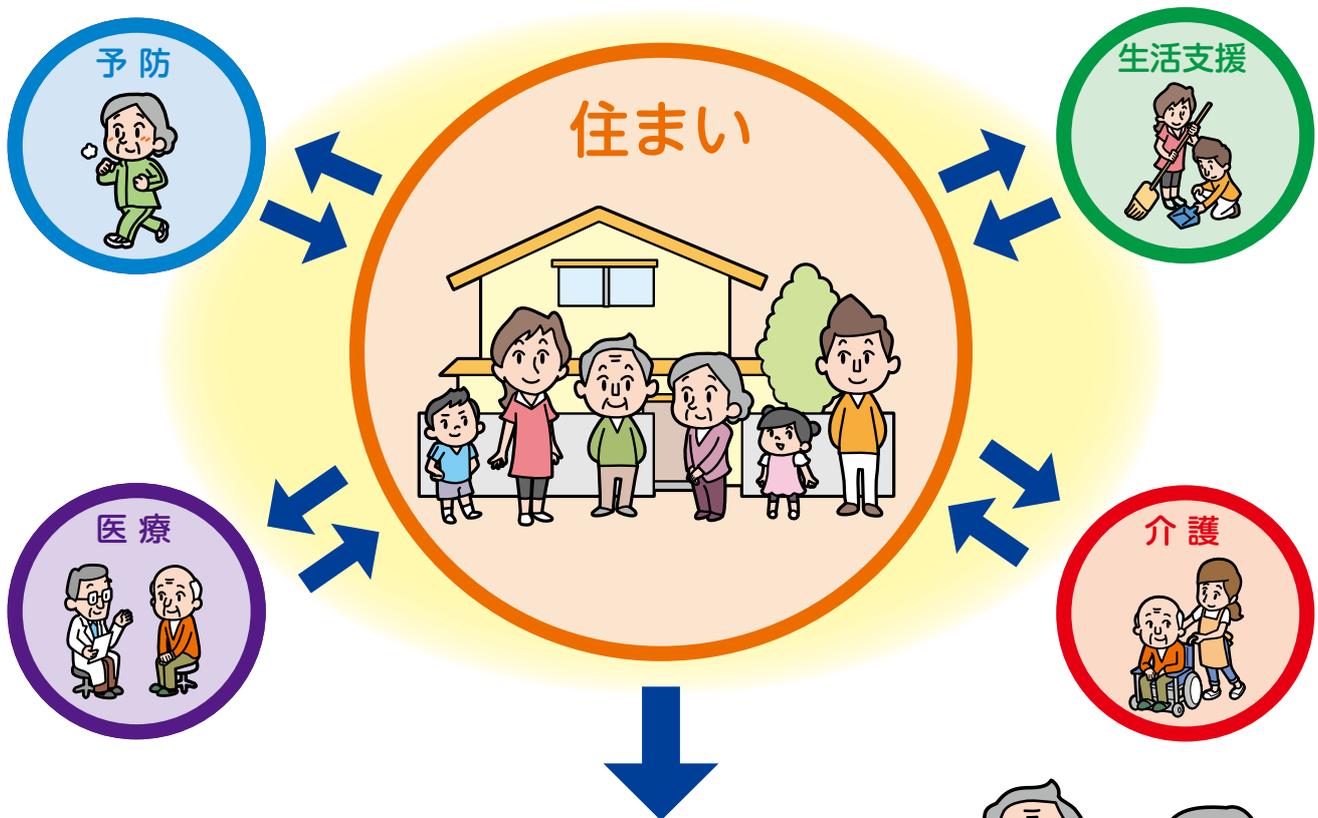


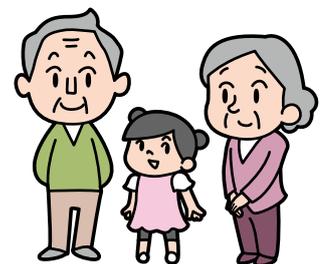
地域包括ケアシステムとは？

高齢になってもいつまでも元気に暮らし続けられ、たとえ障害があっても、介護が必要となっても、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けられるまちをつくることです。

その中でも「住まい」は、生活の基盤を支える重要なものであり、今後どのように暮らしていきたいかについて、日頃から考えておくことが大切です。



住み慣れた地域で、安心して
暮らせる住環境のために...



自宅に住み続けたい方は・・・

②ページへ➡

住み替えを考えている方は・・・

⑤ページへ➡

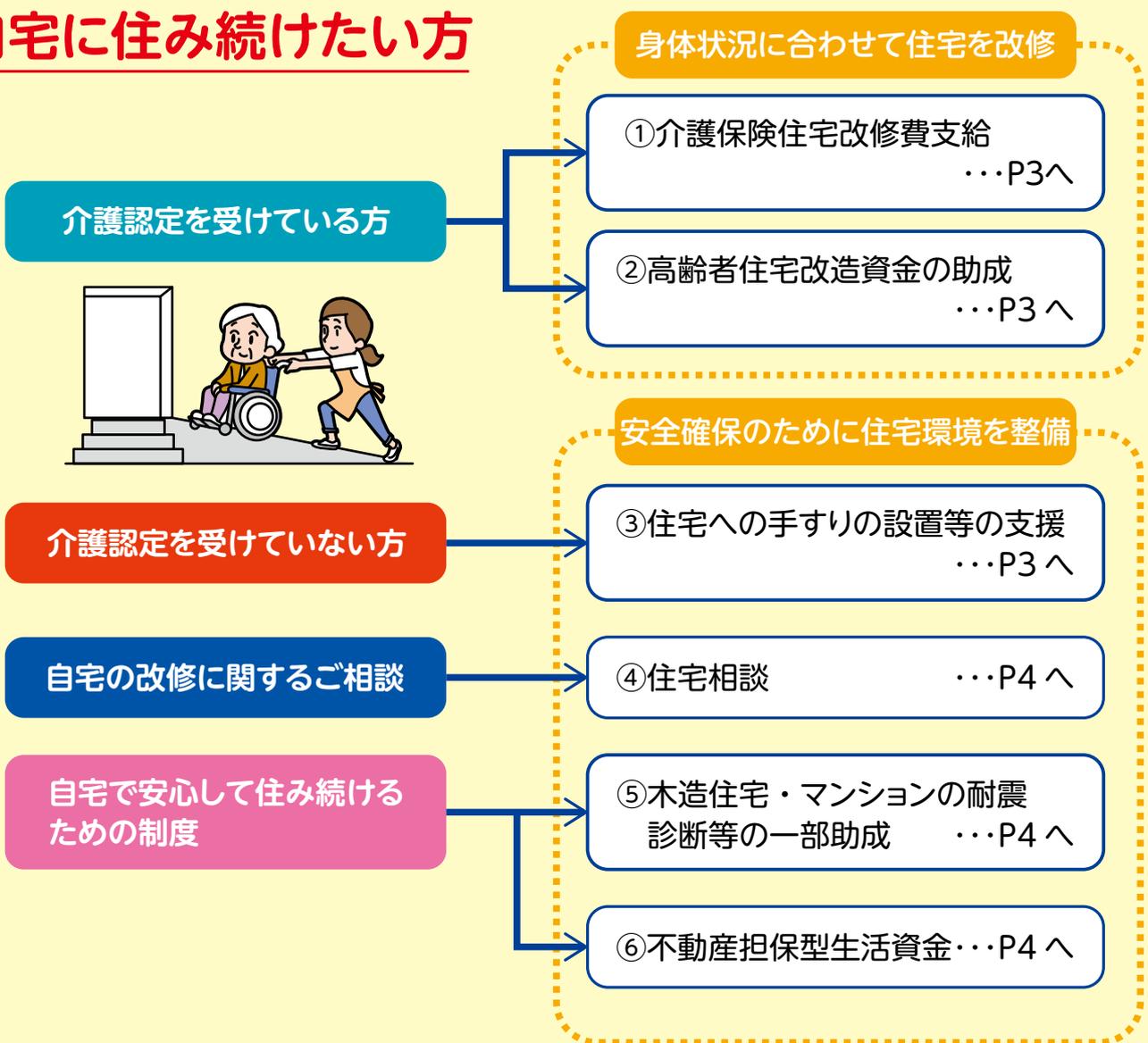
ご自分の“住まい”について考えてみませんか??

高齢期になると、身体の変化により、「階段の昇り降りが困難になる」、「介護が必要になったら…」などの不安がでてきます。

これらの不安を少しでも解消することに役立ててもらうため、地域包括ケアシステム リーフレット第3弾「住まい編」では、「**自宅に住み続けたい方**」と「**住み替えを考えている方**」に分けて、制度や事業についてご案内します。



自宅に住み続けたい方



介護認定を受けている方向けの制度です

①介護保険住宅改修費支給（要支援1、2 要介護1～5）

- ◆サービス内容 20万円を限度にその9割から7割（18万円から14万円まで）が介護保険から支給されます。
- ◆対象工事 〈1〉手すりの取り付け 〈2〉段差の解消 〈3〉床材の変更 〈4〉引き戸等への扉の取替え 〈5〉洋式トイレへの便器の取替え等 〈6〉付帯工事（〈1〉～〈5〉の工事に付帯して必要となる工事。手すりを取り付ける壁面の補強など）
- ◆問い合わせ 介護保険課 資格給付係 **047-436-2304**

②高齢者住宅改造資金の助成（要支援1、2 要介護1～5）

- ◆サービス内容 介護保険住宅改修費支給【上記①】とは別に、50万円を上限にその資金を助成します。
- ◆対象者(申請者) 〈1〉市内に住所を有し、かつ1年以上居住していること
〈2〉生計中心者の市民税・県民税の額が32万円以下の世帯など
- ◆注意点 介護保険住宅改修費支給【上記①】や、住宅への手すりの設置等の支援【下記③】（ただし、断熱改修工事に限る）と併用できる場合があります。
- ◆問い合わせ 高齢者福祉課 高齢者福祉係 **047-436-2352**

介護認定を受けていない方向けの制度です

③住宅への手すりの設置等の支援

- ◆サービス内容 手すりの設置などバリアフリー化等の費用の一部を助成しています。

	自 宅	分譲マンション共有部分
◆対象者	要支援などの認定がないこと	市内に既存する分譲マンションの管理組合
◆対象工事	手すりの設置、断熱改修等 (3万円以上の工事が対象)	手すり・スロープの設置等
◆助成額	工事費用の10分の3 (上限10万円)	工事費用の3分の1または助成対象マンションの専有部分の戸数に2万円を乗じた額のいずれか低い額（上限100万円）

- ◆注意点 介護認定等を受けていても、断熱改修工事のみ制度を適用できる場合があります。
- ◆その他 出張所・船橋駅前総合窓口センター等にパンフレットが置いてあります。
また、市のホームページでも制度の確認ができます。
- ◆問い合わせ 住宅政策課 計画係 **047-436-2712**



（介護制度を利用して手すりを設置した池田さん）

※上記①～③の制度をご利用される方は、工事を始める前にご相談ください。

自宅の改修に関する相談をお受けします

④住宅相談

- ◆サービス内容 高齢者や障害者に配慮したバリアフリーに改造したいとお考えの方に、建築士や増改築相談員※による無料相談を行っています。
※増改築相談員とは住宅の新築工事又はリフォーム工事に関する実務経験を10年以上有し、専門的な知識をもった相談員です。
- ◆相談場所 船橋駅前総合窓口センター
- ◆相談時間 **建築士による建築住宅相談**
第2水曜日 午後5時から午後7時
第2土曜日、第4土曜日、第4土曜日の翌日の日曜日 午後1時から午後4時
増改築相談員による住宅相談
第2火曜日、第4火曜日 午前10時から午後3時まで
- ◆問い合わせ 住宅政策課 計画係 **047-436-2712**

自宅で安心して住み続けるための制度です

⑤木造住宅・マンションの耐震診断等の一部助成

- ◆サービス内容 木造住宅やマンションの耐震診断の費用を助成しています。また、木造住宅は耐震改修費用についても助成を行っています。

- ◆助成内容 <耐震診断>



居住形態	助成内容
木造住宅	耐震診断に要する費用の3分の2（上限6万円）
マンション	予備診断・予備診断に要する費用の3分の2（1棟あたり上限3万4千円） 本診断・本診断に要する費用の3分の2 （1棟あたり1住戸につき4万円を乗じた額（上限180万円））

<耐震改修>

木造住宅を対象として、耐震改修費用の3分の1を助成（上限70万円）

- ◆問い合わせ 建築指導課 耐震係 **047-436-2632**

⑥不動産担保型生活資金

- ◆サービス内容 自身が保有する住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者に対し、土地評価額の70%以内、月額30万円を上限とし、当該不動産を担保として生活資金を貸付けます。
- ◆対象者 65歳以上の者で構成される世帯であること、土地のみの評価額が1,000万円以上であること。※貸付については審査があります。
- ◆問い合わせ 船橋市社会福祉協議会 **047-431-5877**

※上記⑤・⑥の制度には一定の要件がありますので、詳しい内容についてはお問い合わせください。

住み替えを考えている方

高齢者向けの住まい

⑦さまざまな高齢者向けの住まい ……P6へ

- ・サービス付き高齢者向け住宅
- ・高齢者向け優良賃貸住宅（UR都市機構）
- ・住宅型有料老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・公営住宅（市営・県営）

◎介護認定を受けている方向けの住まい

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・介護付き有料老人ホーム

※こちらの詳細については、高齢者福祉課
施設整備係（047-436-2353）に
お問い合わせ下さい。

支援や制度

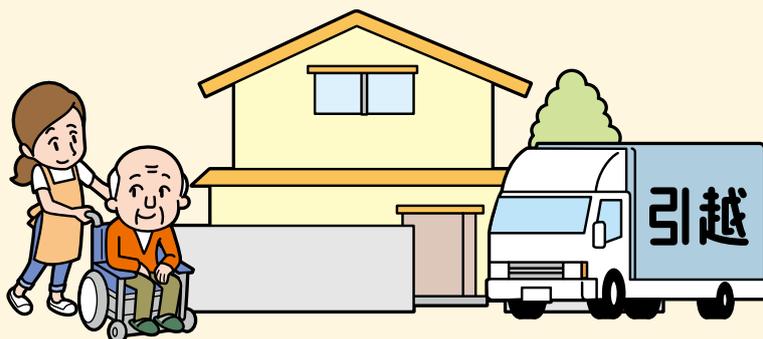
⑧高齢者住み替え支援事業 ……P7へ

⑨家賃債務保証支援事業 ……P7へ

⑩民間住宅を活用した 住宅セーフティネット制度 ……P7へ

⑪マイホーム借上げ制度 ……P7へ

⑫住みいるサポート船橋 ……P8へ



高齢者向けの住まいについてご紹介します

⑦さまざまな高齢者向けの住まい

名 称	概 要
サービス付き 高齢者向け住宅	一定の条件を備え、安否確認や生活相談のサービスを受けられる住宅です。 居室面積は、原則 25㎡以上(一定の要件を備える場合は 18㎡以上)になります。 ◆問い合わせ 住宅政策課 公営住宅係 047-436-2679
高齢者向け優良 賃貸住宅 (UR都市機構)	高齢者向けに改良を行った賃貸住宅です。一定の所得以下の人には家賃軽減措置があります。また、緊急時対応サービスがあります。 ◆問い合わせ UR津田沼営業センター 047-478-3711 ※UR都市機構とは日本住宅公団の後継組織です。
住宅型有料 老人ホーム	介護、食事の提供、家事、健康管理のいずれかのサービスを受けられる、特別養護老人ホームやグループホームなどではない施設です。 ◆問い合わせ 高齢者福祉課 施設整備係 047-436-2353
軽費老人ホーム	60歳以上で、身体機能の低下や高齢などのため、独立して生活することに不安が認められる方を対象として、低額な料金で、食事その他日常生活上必要なサービスを提供する施設です。 ◆問い合わせ 高齢者福祉課 施設整備係 047-436-2353
公営住宅 (市営・県営)	住宅に困窮する低額所得者に対して、市や県が建設・借上げた住宅です。 入居申し込みは市営は原則年2回、県営は原則年4回行っており、同一住戸に複数の申し込みがあった場合には抽選となります。 ◆問い合わせ [市営] 住宅政策課 公営住宅係 047-436-2679 [県営] 千葉県住宅供給公社 043-222-9200

高齢者向け住宅の一例



【外観】

【共用スペース】

※これらの写真はサービス付き高齢者向け住宅です。

施設や住宅の内容を理解したうえで、自分にあった住まいに入居することが重要だね！

高齢者の住まいっていろいろな種類の施設や住宅があるのね！



住み替えのための支援や制度です

⑧ 高齢者住み替え支援事業

- ◆サービス内容 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯（単身を含む）が、市内の民間・UR賃貸住宅に住み替える場合に助成を行います。（収入要件あり）
- ◆引越し先の条件 〈1〉市内の民間賃貸住宅、UR賃貸住宅 〈2〉1階の部屋またはエレベーター等の昇降設備がある 〈3〉耐震性能を有する建物
- ◆助成額 礼金、仲介手数料、引越費用（半額）の合計（15万円を限度）
- ◆その他 出張所・船橋駅前総合窓口センター等にパンフレットが置いてあります。また、市のホームページでも制度の確認ができます。
- ◆問い合わせ 住宅政策課 計画係 **047-436-2712**



住み替えを
支援します!

⑨ 家賃債務保証支援事業

- ◆サービス内容 民間賃貸住宅への入居に苦慮している低額所得者のうち、高齢者世帯、ひとり親世帯、障害者世帯等に対して、家賃債務保証契約時に要する費用の一部を助成します。
※家賃債務保証契約とは、借主が家賃等を滞納した場合に、保証会社が一定範囲内で立て替える契約です。
- ◆助成額 家賃債務保証契約時に要する初回保証料の2分の1（上限1万5千円）
- ◆問い合わせ 住宅政策課 計画係 **047-436-2712**

⑩ 民間住宅を活用した住宅セーフティネット制度

- ◆サービス内容 市に登録された民間賃貸住宅に入居した場合に、収入など一定の条件のもと、「家賃（上限:月2万円）」や「入居時の家賃債務保証料（上限:1万5千円）」の支援（低廉化）を受けることができます。
なお、家賃等の低廉化を行う住宅の募集（10戸予定）や家賃等の支援（低廉化）については、31年度より実施する予定です。（住戸の募集時期等は未定）
- ◆問い合わせ 住宅政策課 計画係 **047-436-2712**

⑪ マイホーム借上げ制度

- ◆サービス内容 高齢者等の所有する住宅を、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）が借り上げ、子育て世帯等へ転貸する制度です。JTIが借り上げて転貸するので、住宅のオーナーが入居者と直接関わることはありません。
- ◆注意点 住宅には、一定の耐震性の確保が求められます。
- ◆問い合わせ 一般社団法人移住・住みかえ支援機構 **03-5211-0757**

※上記⑧～⑪の制度には一定の要件がありますので、詳しい内容についてはお問い合わせください。

⑫住まいるサポート船橋（船橋市居住支援協議会）

- ◆サービス内容 新たに賃貸物件を探している方へ、物件等の情報提供や、内覧・契約時の相談員の同行支援、亡くなられた後の火葬・納骨・家財整理などを行います。
※サービスはこの他にもありますので、まずはご相談ください。
- ◆対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者、障害者、高齢者のみ世帯の方など
- ◆問い合わせ 住まいるサポート船橋（船橋市社会福祉協議会内） **047-437-0055**

社会福祉協議会の職員が、住まい探しでお困りの方のご相談をお受けします♪

入居後のサービスもあり安心して物件を貸すことができます。

不動産会社の方

物件を探している方

ひとりだと不安だったけど、相談できるところがあって良かった…!!

★みんなで知ろう、防ごう高齢者の事故

高齢者の転倒・転落事故、こんなところで起きています！

■階段・廊下・玄関

- ・階段を踏み外し転倒
- ・暗闇で足元がよく見えず転倒
- ・スリッパを履いて滑って転倒
- ・玄関で靴を脱ぐ際に転倒



ポイント

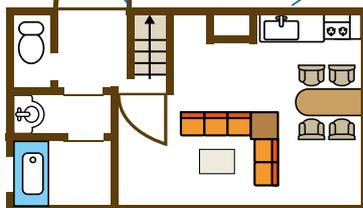
- 階段は一段一段慎重に上り下り
- 手すりの使用も検討を
- 廊下に常夜灯を設置する
- 滑りやすいスリッパは使用しない

■台所

- ・キッチンマットにつまずく
- ・吊り棚の荷物を取るとき踏み台から転落

ポイント

- 引っかかりやすいキッチンマットは使用しない
- よく使う物は手の届きやすい場所に置く



■リビング・寝室

- ・こたつのコードにつまずく
- ・部屋と廊下の段差につまずく
- ・布団、カーペットにつまずく
- ・ベッドから転落



ポイント

- コードの配線は歩く動線避ける
- 段差にスロープを使用する
- 引っかかりやすいカーペットやこたつ布団は使用しない
- ベッドガードの使用も検討を

■浴室

- ・濡れた床で滑る
- ・浴槽に出入り時、足がもつれる
- ・洗面所から浴室に入る時の段差で転倒

ポイント

- 手すりや踏み台を使用する
- 石けんやシャンプーの使用後はぬめりなど残らないように床を良く流し乾かしておく

■庭

- ・庭の手入れなどの作業時に、梯子、脚立から転落

ポイント

- 一人での作業は避け、複数での作業を
- 作業する前に周囲に声かけを
- 周囲の人は時々作業者の確認をする

